

令和3年度大江町雇用調整助成金申請代行補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた町内の中小企業・小規模事業者等（以下「事業者」という）が、雇用する労働者の失業の予防と雇用の安定を図る目的から雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金又は附則第15条に規定する緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という。）の支給を受ける際の手続に要する費用について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を有し、かつ、令和3年4月1日から同年9月30日までの間の従業員の休業について雇用調整助成金等の支給を受けようとする事業者とする。
- (2) 大江町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者。
- (3) 町税等を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、町内の事業所について他自治体からこの要綱による補助金と同じ対象の事業についての補助金を受ける者は補助対象者としなない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雇用調整助成金等の支給申請（当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。）に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士（以下、「社会保険労務士等」という。）に依頼した場合に要する代行報酬等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1事業所当たり40万円を上限とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大江町雇用調整助成金申請代行補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和3年12月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金に係る支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る支給申請書の写し
- (2) 社会保険労務士等による雇用調整助成金等の支給申請に係る事務の代行に要した代行報酬等の領収書の写し
- (3) 直近の納税証明書(町外に住所を有する場合)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金交付申請書(兼実績報告書)の提出にあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下、「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助対象者に補助金交付決定通知書(様式第2号)を通知するものとする

2 町長は、前項による交付決定に当たり、前条第2項により補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

- 3 町長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、第5条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第8条 規則第15条の規定にかかわらず、第6条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(交付決定の取り消しに伴う補助金の返還)

- 第9条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、交付決定を取消し、補助金の全額を返還させることができる。
- 2 補助金の交付を受けたものは、前項による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助対象者は、第6条第1項による補助金の交付決定及び額の確定の後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第3号)により町長に報告するとともに、速やかにこれを返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 補助対象者は、補助金と対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度の終了後 5 年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。